9　二以上の居住者の特別控除対象配偶者又は特定親族に該当する者がいずれの居住者の特別控除対象配偶者又は特定親族に該当するかの判定及び二以上の居住者の特定親族に該当する者がいずれの居住者の特定親族に該当するかの判定の方法を定めることとした。（所得税法施行令第二一八条の二及び第二一九条関係）

10　確定申告において、非居住者である親族に係る特定親族特別控除の適用を受ける居住者が、当該親族の各人別に確定申告書に添付等すべき書類について、その手続の細目を定めることとした。（所得税法施行令第二六二条関係）

11　給与等又は公的年金等に係る源泉徴収において、非居住者である親族に係る特定親族特別控除に相当する控除の適用を受ける居住者について、当該親族の各人別に給与所得者の扶養控除等申告書等に添付等すべき書類に係る手続の細目等を定めることとした。（所得税法施行令第三一六条の二、第三一八条、第三一八条の二及び第三一九条の一〇関係）

12　年末調整において、非居住者である親族に係る特定親族特別控除に相当する控除の適用を受ける居住者が、当該親族の各人別に給与所得者の特定親族特別控除申告書に添付等すべき書類について、その手続の細目を定めることとした。（所得税法施行令第三一八条の四関係）

13　源泉徴収を要しない公的年金等の額を一一八万円（改正前一〇八万円）に引き上げることとした。（所得税法施行令第三三六条、第三四二条、第三四八条、第三五〇条の三及び第三五〇条の八関係）

14　利子等又は配当等の受領者の告知制度等について、利子等又は配当等の支払を受ける個人等が告知をする場合において、その告知を受ける者が、当該個人等に係る特定通知等を受けて作成された一定の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該個人等は、その告知を受ける者に対しては、個人番号の告知を要しないこととした。（所得税法施行令第三三六条、第三四二条、第三四八条、第三五〇条の三及び第三五〇条の八関係）

二　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正関係

給与等、公的年金等又は報酬等に対する源泉所得税の徴収猶予における徴収猶予限度額の計算の基礎となる配偶者控除額等の見積額について、特定親族特別控除の創設に伴う所要の整備を行うこととした。（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条関係）

三　所得税法施行令等の一部を改正する政令（平成三〇年政令第一三一号）の一部改正関係

返品調整引当金に関する経過措置について、所要の整備を行うこととした。（所得税法施行令等の一部を改正する政令附則第八条関係）

四　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第一二一号）（財務省）

一　法人税法施行令の一部改正関係

1　非営利型法人の要件のうち残余財産の帰属先に関する要件について、その帰属先の範囲にその残余財産が公益信託に関する法律に規定する公益信託の信託財産とされる場合における当該公益信託の受託者を加えることとした。（法人税法施行令第三条関係）

2　共同で事業を行うための合併及び分割型分割に係る適格要件のうち事業規模比五倍以内要件及び特定役員引継要件について、当該合併に係る被合併法人及び合併法人又は当該分割型分割に係る分割法人及び分割承継法人が法人税法別表第二又は別表第三に掲げる法人のうち、その組合員である事業者又は消費者の相互扶助を目的とする組合その他これに類する団体として一定のものである場合には、当該適格要件から除外することとした。（法人税法施行令第四条の三関係）

3　公益法人等の収益事業の範囲について、収益事業から除外されている民間都市開発推進機構が行う不動産販売業及び不動産貸付業の範囲を見直すこととした。（法人税法施行令第五条関係）

4　通算法人が分割型分割により通算子法人の株式等の移転をした場合又は適格株式分配に該当しない株式分配により通算子法人の株式等をその株主に交付をした場合の減少する資本金等の額及び配当等の額とみなす金額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額について、当該分割型分割又は株式分配の直前のその通算子法人の株式等の帳簿価額を前期期末時において当該通算子法人の有する資産及び負債の帳簿価額等を基礎として計算した当該通算子法人の簿価純資産価額に相当する金額とする等の見直しを行うこととした。（法人税法施行令第八条及び第二三条関係）

5　減価償却制度について、次の見直しを行うこととした。

㈠　リース資産（当該リース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和九年四月一日以後に締結されたものに限る。）の減価償却について、リース期間定額法の計算の基礎となる取得価額から残価保証額を控除しないこととし、一円まで償却できることとする。（法人税法施行令第四八条の二及び第六一条関係）

㈡　所有権移転外リース取引について、目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利に係る要件を、目的資産を買い取る権利が行使されることが確実であると見込まれるものであることとする。（法人税法施行令第四八条の二関係）

6　国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金を加えることとした。（法人税法施行令第七九条関係）

7　特定受益証券発行信託の受益権に係る元本の払戻しとして金銭の交付を受けた場合のその受益権の一単位当たり帳簿価額の算定の方法及び譲渡原価の計算等について定めることとした。（法人税法施行令第一一九条の三、第一一九条の四及び第一一九条の九の二関係）

8　非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等について、対価の交付が省略されたと認められる非適格合併等に際して資産評定を行っていない場合で資産超過であるとき等の調整勘定の算定方法の見直しを行うこととした。（法人税法施行令第一二三条の一〇関係）

9　リース資産につきその賃借人が賃借するために支出した費用として損金経理をした金額は償却費として損金経理をした金額に含まれるものとすることとした。（法人税法施行令第一三一条の二関係）

10　累積所得金額から控除する金額等の計算における普通法人に該当することとなった公益社団法人等がした公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る契約による資産の贈与により生じた損失の額を損金不算入とする措置等について、その対象となる損失の額の範囲に、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を公益信託に関する法律に規定する公益信託の信託財産とする契約による資産の譲渡により生じた損失の額を加えることとした。（法人税法施行令第一三一条の五関係）

11　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行うこととした。

㈠　税引後当期純損益金額の計算において、取引に係る金額につき独立企業間価格で行われたものとみなす措置について、その対象となる取引の範囲に構成会社等が共同支配会社等との間で行った取引等を加える。（法人税法施行令第一五五条の一六関係）

㈡　個別計算所得等の金額の計算において、恒久的施設等を有する構成会社等の特例適用前個別計算所得等の金額から減算する金額は、当該恒久的施設等の特例適用前個別計算所得等の金額が零を下回る場合のその下回る部分の金額のうち当該構成会社等の所在地国の租税に関する法令の規定により当該構成会社等の所得（その源泉が当該所在地国にあるものに限る。）の金額から減算される一定の金額とする。（法人税法施行令第一五五条の三〇関係）